

令和2年9月30日

## 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を支援 ～竹原市内飲食事業者への補助を10月1日から開始します～

竹原市では、新型コロナウイルス感染症に係る飲食店での感染拡大を防止するとともに、観光客等の受入環境を整備するため、店舗内での感染防止対策に要する経費を補助します。

### 【給付金額】

次の(1)又は(2)のいずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
- (2) 当該飲食店舗数に1店舗あたり5万円を乗じて得た額

### 【給付対象者】

次の(1)～(3)のすべてを満たす者

- (1)食品衛生法第52条の規定による都道府県知事の許可（飲食店営業及び喫茶店営業に限る。）を得た者
- (2)広島県の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言をしている者
- (3)竹原市内で営業を営む者

### 【提出期限】

防止対策完了の日から30日を経過した日（郵送の場合は、当日の消印有効）。

ただし、当該補助金交付要綱の施行日前に防止対策が完了している場合は、施行後速やかに申請すること。

問い合わせ

地域振興部 産業振興課 商工観光振興係 担当：川本

T E L 0846-22-7745 F A X 0846-22-1113